

公益社団法人 福島県診療放射線技師会 慶弔規程

第 1条 この規程は、会員の慶弔、その他のために定める。

第 2条 会員が次の各項に該当する場合は、それぞれ定められたものをおくる。

(1) 会員の死亡 10,000円の香典と20,000円の生花

(2) 会員の家族の死亡

イ 配偶者・子 弔電

ロ 父母（会員もしくは、その配偶者が喪主の場合に限る）弔電

第 3条 第2条各号に定めるもののほか、必要なものが発生した場合は、会長が理事会に諮り定める。ただし、緊急の場合は会長に一任する。会長は、その後速やかに理事会に報告する。

第 4条 会長の弔辞は、理事等（以前に在籍の方も含む）を対象とする。その他、会長が必要と認めた役員・会員であることとする。

会報への記載は、会員異動のページに掲載する。ただし、弔辭を行った会員についてはご冥福のページを別に設ける。

第 5条 花輪・弔電、会長名での香典の対応は、各地区協議会委員長が行うこととする。

会員の死亡等は各地区協議会や個人でも分かれれば速やかに理事会や会長へ連絡することとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人の関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、理事会の議決を経なければ変更する事ができない。